

「広域幹線道路の交差点周辺地域における屋外広告物の掲出の禁止に関する検討内容」に関する意見の概要及びこれに対する奈良県の考え方

意見等の概要		対応分類	県の考え方
規制の内容に関する意見			
1	公的サインを除き、提示の交差点周辺地域においては全面的な規制をするべき。	対応済み	今回の規制強化は広告物の禁止地域を新たに指定するものですから、基本的に広告物は表示できなくなります。ただし、公共団体等が表示する広告物、他法令で規定される広告物及び自家用広告物等一定の要件を満たすものなど、社会生活を営むうえで最小限必要な一定の広告物については適用除外となります。
2	広告物の大きさ、高さ、色彩及び照明等の形態・意匠について更に規制を強化するべき。	対応困難	今回の規制強化は広告物の禁止地域を新たに県が指定するものです。本県では広告物の表示等に係る許可権限を平成14年に各市町村に移譲するとともに形態、意匠等の許可基準も各市町村で定めることとしています。
3	提示の交差点周辺地域を禁止地域とすることで、その他の場所に広告物が乱立することになる。	対応済み	禁止地域でない場所についても、広告物の表示にあたっては、原則として各市町村の定める許可基準に基づく許可が必要です。この許可基準により設置位置についても規制されています。
4	提示の交差点周辺地域において、広告物の面積・高さ・色彩等に一定の基準を設けたうえで、表示を可能とするべき。	対応困難	今回の禁止地域の指定は、景観形成上重要な交差点周辺地域の景観形成の観点から行うものですから、基本的に広告物の表示は禁止とします。ただし、一定規格の道標等は適用除外とします。
5	電柱広告物は電柱に巻き付けて表示するか、民地側に突き出して表示されているため、信号機等の視認性に影響を与えていないため、掲出可能とするべき。	対応困難	今回の禁止地域の指定は、景観上重要な交差点周辺地域の景観形成の観点から行うものです。なお、危害防止の観点に基づく許可基準は市町村で定められています。
6	奈良市の規制内容と整合を図るべき。	その他	今回の禁止地域の指定は、県として重点的に景観形成を図るべき区域として奈良県景観計画に定めた広域幹線沿道区域における取組の一環として、景観の重要な構成要素である広告物についても、良好な広告景観を形成すべきことから、交差点周辺地域を禁止地域とするものです。県は、そのように広域的、先導的な観点から今回の規制強化を行うものですが、今後も県と景観行政団体となった市町村(奈良市含む)が連携・協力を図りながら、地域の個性を活かしながらも、県全体で調和のとれた景観形成を一層推進します。
禁止地域の指定範囲等に関する意見			
7	提示の交差点周辺地域以外の道路の交差点についても禁止地域として指定するべき。	対応困難	今回の禁止地域の指定は、県として重点的に景観形成を図るべき区域として奈良県景観計画に定めた広域幹線沿道区域における取組の一環として、景観の重要な構成要素である広告物について、その必要性から交差点周辺地域を禁止地域とするものです。なお、必要により各市町村で定める許可の基準を強化して立地制限する等の手段により良好な広告景観形成を進めることも可能です。
8	規制対象となる交差点周辺地域の範囲を景観形成の観点から更に拡大すべき。	対応困難	今回の禁止地域の指定は、限られた範囲の中に広告物が集中しやすいという性質を持つ交差点周辺地域を規制するものであり、沿道そのものを規制するものではありません。このため、交差点周辺の農地や敷地等の区画の大きさの平均値を元に禁止地域の範囲として30mと設定しています。
9	規制対象となる交差点周辺地域の範囲を信号機等の視認性の観点から縮小するべき。	対応困難	交差点周辺の農地や見通しの良い敷地等においては、道路に接した位置だけでなく、道路から一定の距離を持つ位置に広告物が設置されても景観に与える影響は同様に大きいと考えます。このため、交差点周辺の一定の範囲を規制対象とする必要があるため、農地や敷地等の区画の大きさの平均値を元に禁止地域の範囲として30mと設定しています。
10	規制対象となる交差点から、商業地域、近隣商業地域内の交差点を除外するべき。	対応困難	今回の禁止地域の指定は、県として重点的に景観形成を図るべき区域として奈良県景観計画に定めた広域幹線沿道区域における取組の一環として、景観の重要な構成要素である広告物が集中しやすい交差点周辺地域という限られた範囲を規制するものです。用途地域等の広範囲な面に渡って禁止地域を設定するものではありません。

意見等の概要		対応分類	県の考え方
適用除外に関する意見			
11	道標の個別の設置を禁止し、景観に配慮した集合看板のみとするべき。	対応困難	個別看板であることをもって禁止とするのではなく、集合化の場合に適用除外の要件を緩和することにより、その促進を図っています。
12	禁止地域における適用除外となる道標の面積上限をもっと大きくするべき。	対応困難	道標の大きさは、道路交通の円滑な誘導を目的として有識者を含め検討・策定した「奈良県観光案内サインガイドライン」における「車両系観光案内サイン(中域サイン)」と同サイズであるため適正と考えます。
13	禁止地域における適用除外となる道標の設置高さの上限をもっと高くするべき。	対応困難	今回の規制強化は景観形成の観点から広告物を禁止するものであり、適用除外となる道標についても、景観に与える影響や信号機及び道路標識の設置高さを考慮し、設置高さを4m(集合看板は4.8m)以下とします。
14	禁止地域における適用除外となる道標は道路面を基準とした高さの制限とするべき。	対応困難	道標の設置高さに関して、道路面からの高さを基準とした場合、高架道路等に合わせて過大になり、周辺への景観に与える影響が大きくなるため、他の取り扱いと同様に地盤面からの高さ4m(又は4.8m)以内とします。
15	禁止地域における適用除外となる自家用広告物の面積・高さ・色彩等の許可基準は市町村が定めているが、県全体の整合性の観点から統一した基準を県が定めるべき。	対応困難	本県では広告物の表示等に係る許可権限を平成14年に各市町村に移譲するとともに、各地域の状況に応じた規制とするため、許可基準については各市町村規則で定めることとしています。
16	円滑な誘導を行うため、大規模小売店周辺の交差点付近には誘導案内看板を設置するよう警察等から指導がある。規制対象地域でも誘導案内看板について設置を可能とするべき。	対応済み	円滑な誘導を行うため、一定の大きさ、高さの道標については適用除外としています。
17	電柱広告物は誘導案内機能が主体となっていること、条例における基準が適用除外となる道標よりも小さいことから、適用除外となる道標と同等に扱う等の配慮をするべき。	対応困難	電柱は本来広告物の表示が禁止されていますが、一定の基準を満たす電柱広告物に限り、許可の手続きを経て表示が許容されているものであることから、道標と同じ扱いにはできません。 なお、今回の提示の交差点周辺地域は道路を含まないものとなります。
18	既存物件の利益の損失の観点から、既存物件については適用除外とするべき。	対応困難	対象となる地域は景観形成の観点から広告物の表示等を禁止するものであり、既存物件を適用除外としてその場所で残存し続けることを許容するのはこの規制の目的に反することになります。 なお、現に適法に存する表示者の権利救済のため経過措置を設定して配慮しています。
経過措置、補償、補助に関する意見			
19	広告物の減価償却期間、撤去に係る広告主等との合意形成、及び撤去・移設・改修に係る費用負担等に配慮して、経過措置期間の見直し案である3年をもっと長くするべき。	対応困難	堅ろうな広告物についても、合理的な経過措置期間が設定されていればその期間内に撤去する必要があると考えます。この経過措置期間については、今回の禁止地域の指定を機に見直しを行い、国交省の示す屋外広告物ガイドライン(旧屋外広告物標準条例)において広告物の高度化にも考慮して3年と示されていること、他の都道府県の多数(36都道府県)が3年としていることから、本県においても12ヶ月から3年に延長することが合理的と考えます。
20	既存物件に係る広告収入を得ている広告業者・地代収入を得ている地権者・広告主に対して補償するべきである。又は補償措置を検討するべきである。	対応困難	新たに規制(禁止)が拡大された場合に既に屋外広告物の表示等を適法に行っていた者の権利(既得権)については、その権利救済のため経過措置を設定しますが、その期間については、今回、合理的なものとなるよう見直します。規制拡大に伴う不利益は全ての者が受忍すべきであると考えられることから、経過措置を設定する以上、それとは別に既存物件の表示者等に補償を行う必要は無いと考えます。
21	広告物の撤去・移設・改修に新たな費用負担が発生するため、事業費補助をするべきである。又は補助制度を検討するべきである。	その他	経過措置の設定により既得権者の権利保護は図られていると考えますが、その一方で、良好な広告景観形成をより一層促進する必要がある等の観点から、一定期間に限った景観整備(看板撤去や集合看板の設置等)への助成ができるかどうかについては、今後の検討課題と考えます。

	意見等の概要	対応分類	県の考え方
	違反指導、規制内容の周知等に関する意見		
22	既設の交差点に信号機が新設されたとき、或いは新規に交差点ができて信号機が設置されたときの、既存広告物に対する規制策を講ずるべき。	対応済み	既設の交差点に信号機が新設されたとき、或いは新規に交差点ができて信号機が設置されたときを起点に3年間の経過措置を経たうえで、なお残存するものについては違反広告物となります。
23	違反した場合の罰則規定を設けるべき。	対応済み	奈良県屋外広告物条例には「禁止地域の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者は30万円以下の罰金に処する」との規定を既に設けています。
24	禁止地域の追加により、当該地域における無許可物件の許可手続きの推進に悪影響が及ぶことが懸念される。	対応する	無許可で表示している広告物は違反物件であり、既に許可を得て適正に表示している物件との公平性の観点からも、今回の禁止地域への指定には関係なく、市町村と連携して厳正に違反是正指導を実施していきます。
25	規制を強化する前に、現在の違反広告物の是正を徹底するべき。	対応済み	本県では平成19年から、県と市町村が連携し、大型の屋外広告物に対する集中的な違反指導に取り組んでいるところであり、規制強化に伴う新たな是正指導についてもその実効性を確保していきます。
26	景観に関する規制内容について、広告業界、広告主に周知を徹底するべき。	対応する	これまでから県・市町村・関係機関・団体が連携し、広告物規制に関する周知、表示の適正化についての啓発を行っているところですが、この規制強化を機に一層の取組を進めていきたいと考えています。 なお、平成21年4月には、広告物の掲出に深く関わる広告業者や広域的に事業展開する広告主(チェーンストア等)に対して、違反者や違反物件に対する厳正な対応の方針に関する周知を一斉に実施したところです。
	その他意見		
27	審議会委員等の有識者だけでなく、地域住民、事業者及び経済界からの意見を反映する機会を設け、その過程を公開するべき。	対応済み	広告物は景観を形成する重要な要素の一つであり、奈良県景観計画の策定にあたっては、広告物のあり方も含めて、有識者、事業者及び経済界の代表者等からなる「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」「奈良県景観審議会」に意見を求めてきたところです。また、今回の規制強化の具体的な内容等の策定に関しては、「奈良県パブリックコメント手続に関する指針」に即した手続きの実施と結果の公開を行っています。
28	市町村の許可等に係る窓口業務を、県内に本社のある登録業者に委託するべき。	対応困難	屋外広告業登録制度は、営業区域に応じて広告業者の指導監督を行うものです。このため、県内に本社がある業者のみに委託することは制度の趣旨に反するものと考えます。
29	新たな規制制度の施行後に、規制対象となる交差点周辺地域の範囲を原案の30mから拡大することがないようにしてもらいたい。	対応困難	今回の禁止地域への追加は、限られた範囲の中に広告物が集中しやすいという性質を持つ交差点の雑然とした景観の改善や予防的措置として、交差点に特化して規制するものであり、その範囲は適当なものと考えます。 ただし、奈良県景観計画の重点区域の見直し等による路線の追加や信号機の新設により新たに禁止地域が追加されることはあり得ます。
30	道標は多言語表記に努めるべき。	対応困難	県の誘導案内サインについては率先して多言語表記を実施していますが、広告物規制の制度上、表示内容そのものに踏み込んだ規制はできないため、道標の他言語表記については表示者の自主性に委ねることになります。

※ このほか7件のご意見については、今回の意見募集の趣旨とは異なるものであったので、県の考えをお示しすることはできませんでした。